

令和4年10月
定例教育委員会会議

会議録

令和4年10月23日開催

会 議 録

開催日時	令和4年10月23日(日)			午後2時	開会
				午後3時22分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	教育長及び委員	教育長 野崎 幸宏, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子			
	事務局	説明員	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 辻並 浩樹 適正配置担当課長 熊谷 修	社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美	
	事務局職員	教育政策課 同 朝倉 裕幸 宮嶋 健吏			
傍聴者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第2号 旭川市小, 中学校通学区設定規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 旭川市議会経済文教常任委員会の報告について 6 その他 7 閉会				

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和4年10月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>本日の議事に入ります前に、まず私から御報告があります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。これにより、本年10月7日に、教育長職務代理者として教育委員会委員の中から引き続き、本田委員を指名いたしましたので御報告いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和4年7月定例教育委員会会議（令和4年7月26日開催）の会議録については、会議録署名委員に滝山委員と近藤委員を指名しておりましたが、滝山委員が退任されたため、改めて本田委員と近藤委員を指名したいと思いますのですが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>それでは、令和4年7月定例教育委員会会議の会議録署名委員には本田委員と近藤委員を指名します。</p> <p>会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和4年7月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和4年7月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和4年8月定例教育委員会会議（令和4年8月16日開催）、令和4年9月定例教育委員会会議（令和4年9月2日開催）、令和4年9月第1回臨時教育委員会会議（令和4年9月17日開催）及び令和4年9月第2回臨時教育委員会会議（令和4年9月23日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということよろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和4年8月定例教育委員会会議、令和4年9月定例教育委員会会議、令和4年9月第1回臨時教育委員会会議及び令和4年9月第2回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定に</p>

各 教	委 育	員 長	<p>ついて」、議案第3号「いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
適正配置担当課長			<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。 議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
教	育	長	<p>本件は、旭川市議会令和4年第2回定例会において可決され、令和4年11月21日に施行が予定されている町名変更及び住居表示の実施に伴い、近文第1小学校及び東鷹栖中学校の通学区域の表記を変更しようとするものです。 今回対象となるのは、東鷹栖地区のうち、「東鷹栖4線10号」の廃止に伴い、新たに「物流団地1条1丁目」及び「物流団地2条1丁目」と表記されるものであり、これに合わせ、通学区域設定規則の別表1の「39 近文第1小学校」及び別表2の「16 東鷹栖中学校」の通学区域の表記も変更いたします。 施行日につきましては、町名変更等の実施に合わせ、令和4年11月21日を予定しております。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>ありません。 それでは、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
教	育	長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
学校教育部長			<p>《 報告事項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。 報告事項（1）「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。 令和4年8月24日に経済文教常任委員会が開催されました。 児童生徒等のマスク着用やコロナ対策について、民主・市民連合の江川委員から、学校と放課後児童クラブにおけるマスク着用に関する運用の違いについて、それぞれで着用を求めているマスクの種類や着脱の例とその理由について、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合のこれまでの対応と、その対応に係る文部科学省のガイドラインが改訂されたことを受け、変更点と今後の対応などについて、質疑がありました。</p>

	次に、いじめ防止等対策委員会の最終報告期限について、自民党・市民会議の高橋委員から、8月末までの最終報告の提出について、対策委員会から市教委に答申された後、公表までに1週間から10日程度要することにおける市教委の認識などについて、質疑がありました。
社会教育部長	引き続き、社会教育部関係部分について御報告申し上げます。 令和4年8月24日に行われた経済文教常任委員会において、2会派2人から質疑がありました。
教 育 長	日本共産党の能登谷委員から、家庭教育支援と教育委員会の後援名義の使用について、家庭教育支援の考え方や、旭川家庭教育を支援する会及び同会実施事業への後援名義の使用について、家庭教育支援アンケートについて、民主・市民連合の江川委員から、旭川家庭教育を支援する会について、質疑がありました。
本 田 委 員 社会教育部長	報告事項(1)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。 後援名義の使用は、既に承認しているものについてですか。
本 田 委 員 社会教育部長	そのとおりです。旭川家庭教育を支援する会が開催しました講演会について、開催趣旨を伺った上で、内容が承認の基準に合致していたため、承認したものです。
本 田 委 員 社会教育部長	この後援名義は、今後取り消す可能性はありますか。 後援名義の取消しについては、旭川家庭教育を支援する会の事務局職員が旧統一教会と関係のある方であったことは判明したところですが、当会と旧統一教会との関連性については確認されていないことから、後援名義を取り消すという判断には至っておりません。
本 田 委 員	今後関連性が明らかになった場合は、取り消すことについて検討しなければならないと思います。今後とも後援名義の使用承認の審査に当たっては、慎重に、十分注意されながら取り組んでいただければと思います。
近 藤 委 員 石原学校教育部次長	学級閉鎖の基準について、教えていただけますか。 学級閉鎖の基準については、学級内で新型コロナウイルス感染症の感染が広がっている可能性が高い場合に実施するという考え方で、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合や感染者が1人であっても、未診断の風邪等の症状で休んでいる者が複数いる場合となりますが、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合、例えばその児童生徒等が家庭内で感染した場合は、学級閉鎖を行う必要がないこととなっています。
近 藤 委 員 石原学校教育部次長	家庭内感染の子どもが2人いた場合では学級閉鎖にはならないということよろしいですか。
山 崎 委 員 坂 田 委 員	そのとおりです。 同じ子どもが複数回感染したことはありますか。
教 育 長 各 委 員 長 教 育 長	あります。なお、今感染している子どもたちのほとんどは軽症とされていますが、まれに重症化するケースもありますので、注意は必要です。 他に御意見、御質問等がありますか。
	ありません。
	それでは、報告事項(1)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教 育 長 各 委 員 長 事 務 局	他に、何かありますか。
	ありません。
	ありません。
	《 秘 密 会 》

教 育 長	<p>ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。 報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、会議録には概要を記載することといたします。</p>
適正配置担当課長	<p>議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。 本件は、令和4年9月定例教育委員会会議でも御報告いたしました。旭川第1小学校が令和5年3月31日をもって閉校し、旭川小学校へ統合するため、当該条例の制定について、旭川市議会令和4年第4回定例会に提案するよう市長に申し出ようとするものです。 条例の施行日は、令和5年4月1日を予定しております。 なお、閉校に向けましては、PTA、同窓会、地域、学校で構成する実行委員会が設立され、準備が進められると聞いております。閉校式典につきましては、令和5年2月12日（日）に執り行う予定としています。教育委員の皆様には、改めて御案内させていただきます。</p>
教 育 長	<p>議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。 それでは、議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
辻並学校教育部次長	<p>次に、議案第3号「いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について」、説明願います。 令和4年9月12日に、旭川市いじめ防止等対策委員会から、いじめの重大事態の調査結果について答申があったところですが、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、学校の設置者である市教委は、調査結果において認定された事実に基づき、市教委及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うことが求められております。「学校と市教委の対応調査と課題検証」と「今後の再発防止策」は、本件重大事態の調査の4つの諮問事項のうち2つであり、調査報告書においても、これらの検証結果や、再発防止策の提言が示されたところです。 「学校と市教委の対応調査と課題検証」の結果として対策委員会から示された指摘については、その全てについて、大変厳粛に、真摯に受け止めておりますが、本事案に関わった担当課として、改めて、本事案について検証を行った結果、市教委及び学校の対応について、特に大きな課題であったと考えていることについて、説明させていただきます。 また、調査報告書において提言のあった再発防止策について、提言の趣旨を踏まえ、その全てを実現できるよう具体的方策等について検討してい</p>

るところであり、現時点での取組の予定や見通しなどについても合わせて説明させていただきます。

はじめに、「1 市教委の対応についての検証」です。大きな課題の1つ目は、いじめの重大事態への対応を行わなかったことです。重大事態への対応を行わなかった要因や背景として、主に、2点あったと考えております。

1点目は、いじめの認知に至らなかったことです。

当時、市教委では、令和元年6月22日に当該生徒が川に入る事案が発生した後、同年7月中には、この度、いじめ防止等対策委員会が認定したいじめの事実6項目のうち5項目を把握していました。一連の事案の中で、加害生徒が性的な画像等を求めたことなどの性的な事案については、重大な非行事故として認識し、警察とも連携しながら対応してきました。

一方で、当該生徒本人やアンケート調査等からいじめの訴えや情報がなかったことや、母親から当該生徒への聴取り等をしないでほしいと言われたことなどから、当該生徒本人から当時の状況を直接確認することはせず、いじめの認知には至りませんでした。市教委としても、一連の事案がいじめとして認知された場合、重大事態として対処することにより、事案が広く知られるようになり、当該生徒がより大きな精神的苦痛を感じ、通常の学校生活を送ることができなくなることなどへの懸念もあり、学校に対し、積極的にいじめを認知するよう働きかけを行うことはありませんでした。

当時、当該生徒が在籍する学校においては、入院中であった当該生徒の心のケアをはじめ、警察との連携の下での加害生徒への指導や、加害生徒それぞれの保護者、当該生徒の母親への対応、謝罪の場の設定などの対応を行っていたものの、いじめとして認知せず、重大事態として対応しなかったことについては、調査報告書において、ガイドライン違反にとどまらず法律違反にもなるとの厳しい指摘がなされたところであり、市教委として、これを真摯に受け止めております。

また、当時、いじめ防止対策推進法やガイドラインについて知ってはいたものの、運用面も含めた理解が十分であったとは言えず、このことについても、真摯に受け止めております。

このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策①と⑨が関連しております。それぞれの再発防止策を実現する具体的方策等については、この後、別途、説明させていただきます。

重大事態への対応を行わなかった要因や背景の2点目は、重大事態として対処する組織体制が整備されていなかったことです。

いじめ防止対策推進法が平成25年に施行され、同法の第28条には、重大事態への対処のため、速やかに、当該学校設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする規定されております。

市教委では、平成31年4月1日に施行された旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例において、旭川市いじめ防止等対策委員会が、重大事態の調査又は審議する旨規定されていますが、法の施行から既に6年を経過しての規程であったことや、いじめ防止等対策委員会の委員について、職能団体等から推薦をいただき組織を構成できたのは、令和2年2月であり、本事案の発生時には、重大事態の調査等を行う組織体制が整備されておりました。

また、平成31年2月に策定した旭川市いじめ防止基本方針において、「早期発見・事案対処マニュアル」を掲載しているものの、重大事態への対応については、「国の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に沿って速やかに対処します。」などの一般的な記載にとどまり、具体的な対処を定めたマニュアルはありませんでした。このことも、自信を持って重大事態としての対処ができなかった背景の一つであります。

このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策⑤が関連しております。

市教委の対応についての課題の2つ目は、学校への指導性が脆弱だったことです。このことの要因や背景として、主に、2点あったと考えております。

1点目は、主体的に取り組む姿勢が欠如していたことです。当時、市教委では、関係学校に対し、それぞれ個別に、児童生徒から聴き取った事案発生の際の経緯や内容、指導の状況などについて報告を受け、指導や助言を行っていましたが、当時の認識としては、学校が、学校の実情を踏まえて、主体的に対応すべきであり、関係学校からの報告や相談等があった際に、指導や助言を行うことが求められる対応であると押さえておりました。

令和元年8月末から9月上旬にかけて、関係中学校において、謝罪の場を設定しましたが、当該生徒が在籍していた中学校における謝罪の場の設定については、市教委と学校との調整が難航した経緯などもあり、関係学校相互の情報共有や対応方針の共通理解、当該生徒の母親への対応等については、学校の判断に委ねるのではなく、市教委が主体性を持って取り組むべきであったと考えております。

このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策①と⑨が関連しております。

2点目は、担当課内のいじめ対応の業務分担が明確でなかったことです。当時、いじめ対応は生徒指導担当者の業務の一部となっておりましたが、生徒指導担当者が他の業務の関係で対応できないときには、その都度、対応できる職員が対応することが慣例化しておりました。

現在は、道教委から招いた学校教育部次長を中心に、いじめ対策担当が、一貫した対応を行うよう努めておりますが、当時は、こうした明確な業務分担は行っておりませんでした。

このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策④が関連しております。

3点目は、外部の専門家からの支援体制が構築されていなかったことです。重大事態が発生した場合、教育関係者だけでは対応困難な状況において、様々な専門的な知識等が対処の助けになると期待されるのですが、学校を迅速に支援するための市教委独自の支援体制は構築されておりませんでした。

また、道教委では、市町村教育委員会等の求めに応じて派遣する「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」が設置されていましたが、道教委に支援を求める積極的な姿勢が欠けておりました。

このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策⑤と⑥が関連しております。

次に、「2 学校の対応についての検証」です。大きな課題の1つ目は、学校いじめ対策組織が形骸化していたことでもあります。

旭川市いじめ防止基本方針において、学校いじめ対策組織の役割として、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行うことや、いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行うことなどについて、明記しており、当該中学校においても、学校いじめ防止基本方針に、こうした役割についても定めていました。

しかしながら、実情としては、教職員が事案を把握した際には、まずは学年を担当する教員による対応が行われ、対応が終わって状況が整理された段階で学校いじめ対策組織に報告されており、本事案についても、学級担任が事実を把握後、一定の範囲の教員には共有されていたものの、学校いじめ対策組織による情報の収集や認知の判断等が行われたとの報告はな

かったところであります。

こうした背景として、いじめに限らず、生徒指導対応については、学年単位での迅速な対応を基本とし、重大な案件でなければ、対応後に管理職に報告する中学校もあり、それぞれの学校においては、いじめやいじめの疑いがある事案についても同様の対応に終始していたと考えられます。

よって、教職員一人一人が、学校いじめ防止基本方針の内容、特に、学校いじめ対策組織の役割についての理解が不足しており、学校いじめ対策組織での事案の共有化や明確な役割分担などが行われていなかったなど、学校いじめ対策組織が形骸化していたのではないかと考えております。

このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策②と③と⑨が関連しております。

大きな課題の2つ目は、転校先の学校への引継ぎが不十分であったことです。

中学校入学時における小学校から中学校への引継ぎについては、通常、小学校が作成した指導要録等の資料が引き継がれますが、当該生徒の入学の際は、これに加え、小学校において当該生徒の特性等について母親から聴き取った内容などをA4用紙半分程度にまとめた資料も中学校に引き継がれておりました。

また、転校先の中学校への引継ぎについては、通常、管理職同士での情報共有に加え、必要に応じて、担任間でのやりとりが行われていますが、当該生徒の転校の際は、本事案に係る詳細な資料等のやりとりはなく、主に、口頭での説明にとどまっておりました。

当該生徒が受けた被害には性的なものもあったため、当該生徒に対するケアについては専門的な知識や対応を要することも前提に、転校前の学校と転校先の学校とが協力して、ケアの在り方を検討する必要がありましたが、それが十分ではありませんでした。

このことの再発防止に向けては、調査報告書に示された再発防止策⑦が関連しております。

次に、再発防止策についてであります。教育指導課では、ただいま、御説明申し上げました本事案に係る市教委及び学校の対応の検証結果と、重大事態の調査報告書において示された再発防止策の提言を踏まえ、今後の具体的方策等について検討しているところであります。

「いじめの重大事態に係る調査報告書」における再発防止策に向けた対応について（案）ですが、縦に3つの枠で囲み整理しており、左の枠囲みは、調査報告書における今後の再発防止策の提言を記載しております。

調査報告書におきましては、再発防止策として、「いじめへの対応について」、「いじめ予防について」、「安心して暮らせる社会作りについて」の3つの観点から、11項目が示されております。

具体的な内容として、1つ目の「いじめへの対応について」では、「① 学校設置者である旭川市教育委員会が専門的知識を携え、上部組織として学校を適切に管理する体制の構築を行う。」、「② いじめの把握および報告に対し事実確認、学校全体への情報共有、家庭との情報共有、対応までのシステムを確立する。」などの6項目、2つ目の「いじめ予防について」では、「⑦ 幼小中高においての情報を統一様式にて記録し、進学先及び転校先に引き継いでいくような情報共有のシステムを確立する。」などの3項目、3つ目の「安心して暮らせる社会作り」では、「⑩ インターネットやマスメディアなどでの個人情報や誤った情報の流布によって生活が脅かされない、人としての尊厳が護られる社会作りを進める。」などの2項目が提言されております。

縦の真ん中の枠囲みには、調査報告書の「再発防止策の詳細説明」の中心となる内容を記載しております。

右の枠囲みには、再発防止策の提言の趣旨を踏まえた、市教委、学校の

具体的方策等について、現在、検討している内容も含め記載しております。

「①－１ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に示された教育委員会の役割等に関することやいじめに関することなど、教育委員会職員を対象とした計画的・継続的な研修の実施」から、「⑩ 各学校の働き方改革の推進」まで、全２０項目について、現在、取組を検討しております。

それぞれの検討状況等については、個票を作成し、それぞれの取組のねらい、スケジュール、実施内容、市長部局等との関連、いじめ防止条例への反映や必要な予算などについて、整理をしているところであります。

教育指導課においては、改めて、教育委員会の果たすべき役割やいじめ防止対策推進法の趣旨、いじめの未然防止等に向けた学校への指導、助言の在り方等に関する職員研修を実施したところでありますが、再発防止策については、実施できるものから速やかに取り組むとともに、教育委員会や学校の組織体制など、新たな仕組みの創設や、予算を必要とする対策等については、市長部局や関係機関とも協議しながら検討を進め、実現に向けて精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

予算措置が必要な具体的方策等につきましては、「④－２ 困難ケースへの専門家の参加による解決」を図るため、市教委に弁護士であるスクールロイヤーや医師を配置するための人件費や、「⑥ 市独自の緊急支援チームによる重大事態発生時における学校への支援」を行うための人件費、「⑧－２ ＰＴＡやＮＰＯ団体等と連携し、学校、保護者、生徒が一体となって学ぶことができるプログラムを全中学校において実施」するためのＮＰＯ団体への委託料、「⑤－２ 各学校において、被害児童生徒や被害児童生徒の保護者に寄り添う専属の担当者を配置」することや、「⑩ 教職員がいじめ防止等のために、児童生徒と向き合うことのできる体制づくり」としての学校の働き方改革の推進を図るのためのいじめ対策推進リーダー教員の加配など、対策を推進するための予算措置も必要であります。

今後、教育委員の皆様から、市長に対し、教育予算の要望をしていただく場面があるかと思いますが、そういった場面において、これらについて市長に御説明いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

教 育 長
本 田 委 員

議案第３号「いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について」、御意見、御質問等がありますか。

検証結果に「ア 主体的に取り組む姿勢が欠如していた」とありますが、市教委という主語をしっかりと記載し、主体を明確にして示すような文章にした方が良いと思います。また、調査報告書における再発防止策の提言の詳細説明で人事組織の在り方について再検討することとありますが、それに対する具体的方策等①－２について、文章の内容が誤解を招くような表記となっているため、表現の仕方について、工夫が必要だと思います。

情報の共有については、情報が学級担任でとどまることなく、校長までしっかりと届くシステムづくりが重要だと思います。また、小学校と中学校の関係では、義務教育の９年間で子どもたちを育てるという意識をしっかりと持つことが大事だと考えます。生徒指導事案というのは、何か月前、何年か前からの積み重ねが大きな事案になっているということも、研修等で深めていかなければならないと思います。校長を含め、教職員がしっかりと研修を積みながら、二度とこういった事案が起こらないようにという前向きな意欲や行動が進むものにしていくことが何より求められます。

近 藤 委 員

調査報告書における再発防止策の提言の詳細説明①－２において、市教委職員と校長の関係性について指摘されていますが、答申と向き合うことは重要なことですが、その具体的方策等の文章表現について工夫すべきだと思います。市教委職員は学校に指導、助言するに当たり、市教委職員としての職務の専門性を持って行っていると思われま。

学校教育部長

いただきました御意見につきまして、我々の方で整理させていただき、

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>改めて皆様にお示ししたいと思います。</p> <p>他に、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第3号「いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について」は、いただいた意見を基に修正し、決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について」は、いただいた意見を基に修正し、決定します。</p>
			<p><報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」></p> <p>令和4年8月25日から令和5年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p><報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」></p> <p>令和4年9月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p><報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」></p> <p>令和4年8月17日から同年9月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p><報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」></p> <p>令和4年8月16日から同年9月30日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p>《 そ の 他 》</p>
教 各 事 教	育 委 務 育	長 員 局 長	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和4年10月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>